

第二期 子育て応援プラン

令和2年度～令和6年度

第二期飯田市子ども・子育て支援事業計画

第四期次世代育成支援飯田市行動計画



～基本理念～

子育ち・子育てを支え合う「結いのまち飯田」
～みんなで支える切れ目ない支援～

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せはもとより、将来の地域の担い手の育成や社会の発展に欠かすことはできません。

第二期子育て応援プランは、豊かな自然や文化など飯田の持ち味を活かして、親子が夢を持って育ち、家族が喜びを持って親子を支え、地域全体が愛おしみの目を持って子育ち・子育てに寄り添うまちを目指します。

令和2年3月

長野県 飯田市

1

子育て応援プランの背景と趣旨

■ 計画策定の趣旨

飯田市は、平成27年3月に「子育ち・子育てを支え合う『結いのまち飯田』」を基本理念とした「子育て応援プラン」を策定し、様々な子育て支援事業に取り組んできました。その後、子ども・子育て施策に関する様々な法律等が改正され、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。このような中、第二期子育て応援プランは一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指すとともに、子どもやその家族を支える多様な主体がそれぞれの役割を持ち、本市が培ってきた幼児教育・保育子育て支援策を維持・向上させ、子どもの発達が保障されるよう適切に推進するため策定するものです。

■ 計画の法的根拠と位置づけ

子ども・子育て支援法第に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」を一本化し、「第二期飯田市子ども・子育て支援事業計画」と「第四期次世代育成支援飯田市行動計画」を合わせた「第二期子育て応援プラン」とします。

また、いいだ未来デザイン2028における「地域の応援で子育ての幸せが実感できるまち」の実現や関連する分野別計画と連携し総合的な展開を図ります。

〔国〕
次世代育成支援対策推進法
子ども・子育て支援法



2

計画の成果指標

計画の達成状況を評価するため成果指標を以下のように設定します。

| 評価項目 | 現状値 | 目標値 (令和6年度) |
|--|------------------------|----------------|
| 合計特殊出生率※1 | 1.72 (平成30年値) | 1.84 |
| 0歳から14歳までの人口※2 | 13,075人 (平成31年3月調査) | 12,507人 |
| 子育てしやすい環境(育児や保育など)のまちだと思う人の割合 | 63.9% (平成31年2月調査) | 66.0% |
| 子どもを産みやすい環境(医療体制や支援サービスなど)のまちだと思う人の割合(20~49歳的回答) | 33.2% (平成31年2月調査) | 40.0% |

※1 合計特殊出生率
人口の維持のために必要な合計特殊出生率は、2.07といわれています。令和6年度の値は、いいだ未来デザイン2028の人口の将来展望に掲げている令和10年目標値1.92へ向かって、平成30年値1.72から直線的に上昇させた場合の計算上の目標値です。

※2 0歳から14歳までの人口
いいだ未来デザイン2028の人口ビジョンでは、5歳ごとの人口の将来展望を掲げているため0歳から14歳までの人口を成果指標として掲げ将来展望の実現を目指します。

3

計画の考え方

■ 基本的な視点

子ども・子育て支援施策の推進にあたり、すべての主体がそれぞれの立場で役割を果たし、連携して取り組むため、5つの視点で施策に取り組みます。

I すべての子どもの育ちの視点

すべての子どもは、家族や身近な人たちの愛情のもとに育まれ、自らも家族や地域の一員としての様々な役割を果しながら成長発達を遂げていきます。子どもの健全な成長発達と社会性・自立性を育み、自立した生活を築くことができるよう、それぞれの能力に応じて最善の利益を優先して考慮し、子ども自らが育つ力を大切にする取り組みを進めます。

II 親としての育ちの視点

子どもが健やかに育つためには、親自らが自己を肯定し、周囲の人たちの協力を得て、温かい愛情の中で親子ともに育ちあうことが大切です。

親の抱える様々な子育てへの不安や負担の軽減に努めるとともに、親が親として子どもを産み育てるこの責任、自信、喜びをしっかりと感じ、周りの人達とのつながりを通じて子育てする環境づくりを進めます。

III 家族の支えの視点

子どもの成長にとってよりよい環境づくりのために、家族の積極的なかかわりにより子育ての基盤を整えることが大切です。親が時間的・精神的に十分に子どもに向き合うことができるよう家族の協力を得ながら子育ち・子育て支援ができるよう取り組みを進めます。

IV 地域での寄り添い支え合いの視点

身近な地域における助け合いや触れ合いによって、子どもや子育て家庭を見守り支えることが大切です。地域・事業所・市民活動団体・行政等がお互いに親子や家族を支える担い手となり、協働して地域ぐるみの子育ち・子育て支援を進めます。

V 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の視点

子育ち・子育て支援は上記IからIVの視点に加え、これらを結婚から子育ての各ライフステージを通じて継続的に行なうことが大切です。行政間や外部関係機関等と連携して切れ目ない支援を推進します。



4

計画の内容

基本目標 1 子ども子育て支援の推進

「子育ち」を支えていくためには、保護者が子どもの成長に応じた育児を学び「親育ち」を獲得していくことや、家族が子育て親子を支え、地域全体で子育てに寄り添い応援していく仕組みづくりを構築することが必要です。また、すべての子育て家庭が安心し、こころも体も健やかに成長していくことができるよう関係機関と連携し継続的な子育て支援を図ります。

施策の方向性

- ① 教育・保育事業の充実
- ② 在宅育児応援サービスの拡充
- ③ 児童虐待防止対策の推進



- 【事業一覧】 ■教育・保育事業 ■子ども・子育て支援事業 ■子育て支援ネットワーク事業
■未就園児等の把握 ■児童虐待防止の啓発

基本目標 2 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進

母子保健と子育て支援の有機的連携を図りつつ、妊娠・出産・乳幼児期の育児を通して親と子の心身の健康を確保・増進させ、安全・快適に過ごすことができるよう、子どもの成長段階に応じた切れ目ない支援を提供します。

施策の方向性

- ① 結婚・出産・子育ての希望に寄り添う相談・支援体制の推進
- ② 子育ての学び合いの推進

- 【事業一覧】 ■結婚相談事業 ■母子健康手帳交付事業 ■安心して出産できる体制づくり事業
■産後ケア事業 ■乳児家庭全訪問事業 ■乳幼児健康診査事業等
■乳幼児学級、乳幼児教育支援事業 ■パパママ教室事業 ■母子保健学習事業

基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

「市内の何処に住んでいても、保育要件の有無に関わらず、3歳以上児は無償で幼児教育を受けられるまち」の実現を目指し、幼児教育施設の運営を継続しつつ「20地区のそれぞれに3歳以上児が保育要件に関わらず通園できる仕組み」を検討します。また、子どもが幼児教育期から義務教育期へ確実・円滑に移行できるよう「幼保小連携」を推進します。

施策の方向性

- ① いいだ型自然保育の推進
- ② 環境教育の推進
- ③ コミュニティスクールの推進
- ④ 放課後子どもプランの推進
- ⑤ 食育活動の推進



- 【事業一覧】 ■いいだ型自然保育事業 ■環境教育の推進 ■幼保小連携の推進
■コミュニティスクール推進事業 ■飯田型キャリア教育推進事業
■放課後子ども教室運営事業 ■食育の推進 ■子ども読書活動推進事業

基本目標 4 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と子育てを両立するためには、子どもの成長段階に応じた両親の働き方、夫婦や家族の支え合いの仕方、職場や地域のサポートのあり方などが必要です。保育サービス等を併用しつつ多様な就業形態を活用し、子どもの発達段階に応じたワークとライフのバランス事業を推進します。

施策の方向性

- ① 子育てと仕事を両立する働き方の推進
- ② 子育てと介護の両立のための相談支援
- ③ ワーク・ライフ・バランス事業の推進

- 【事業一覧】**
- 「みんなで子育てナビ」「いいだパパナビ」「孫ナビ」の編集・発行
 - ダブルケアの相談 ■ワーク・ライフ・バランス推進事業 ■休日保育事業
 - ながの子育て家庭優待パスポート事業

基本目標 5 きめ細やかな支援の推進

特別な配慮を必要とする子どもとその家族の育ちを守り育てながら、きめ細やかな相談と支援体制の充実を図るため、福祉・医療・教育等の関係機関による支援体制整備の一体的な取り組みを推進します。また現在から将来にわたって、子どもが生まれ育った環境によって左右されることのないよう、経済的負担支援対策についても総合的な取り組みが必要なことから生活実態の把握に取り組みます。

施策の方向性

- ① 特別な配慮が必要な子どもへの寄り添い型支援
- ② ひとり親家庭の自立と進学・就職の夢をサポート
- ③ 子育てに係る経済的負担の軽減



- 【事業一覧】(特別な配慮を要する子育ての支援)**

- 途切れない発達支援体制整備事業 ■特別な配慮が必要な子どもへの幼保小連携事業
- 就学相談支援事業 ■女性相談・DV被害者支援事業 ■ひとり親自立支援事業
- 子どもの生活実態調査
(経済的負担の軽減)
- 不妊及び不育症治療費助成事業 ■妊婦健診費助成事業 ■児童手当支給事業
- 子ども医療費給付事業 ■保育料等の軽減事業 ■就学援助事業 ■奨学金貸与事業

基本目標 6 地域のみんなで支え合う子育ち・子育ての推進

子どもの主体性を尊重しつつ、子どもの健全育成に向けて、地域資源を活用した特色ある体験活動の場の提供や、地域ぐるみで子どもの見守り活動を行うなど、世代を超えた地域の多様な主体による子育ち・子育てを応援する活動を推進します。

施策の方向性

- ① 子育て支援の地域づくり
- ② 安心安全のまちづくりの推進
- ③ 地育力による子育ち応援の推進
- ④ 教育・保育人材の確保

- 【事業一覧】**
- おめでとう赤ちゃん訪問活動事業 ■子育てにやさしい街づくり事業
 - 青少年育成事業 ■子どもの見守り活動推進事業 ■居場所づくり事業
 - 中山間地域振興事業 ■教育・保育人材確保事業 ■地域協働型保育所等運営モデルの推進

5

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の内容

子育てをめぐる社会変化に対応しつつ、産み育てやすいと感じられる子育て環境を効果的に充実していくとともに、子どもの生きる力や親が子どもを育てる力を培う地域社会を創出するため、幼児教育・保育サービスの提供について構造的に見直し取り組みを進めます。

■ 施策の方向性

- (1) 全地区において、11時間以上の保育サービスがあるまちを目指します
- (2) 全地区において、3歳未満児を家庭で養育しながら、3歳以上児が無償で幼児教育施設へ通えることができるまちを目指します
- (3) 乳児・3歳未満児の子育てに寄り添い、効果的に支援するまちを目指します
- (4) 教育・保育施設については、地区ごとの特性に応じて個別にマネジメントします
- (5) 行政が、多様な主体による教育・保育の運営をしっかりサポートします



■ 事業ごとの教育・保育提供区域

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域は次表のとおりです。

| 事業区分 | 教育・保育 提供区域 | 区域の設定理由 |
|--|---------------|---|
| 【教育・保育】 ・教育・保育事業（2号・3号） | 中学校区 | 通園距離を踏まえた7ブロック (飯田東・飯田西・緑ヶ丘・旭ヶ丘、竜峠・竜東・高陵・鼎、遠山) |
| 【地域子ども・子育て支援】 ・放課後児童健全育成事業 (児童センター・児童クラブ等) | 小学校区 | 下校時に児童が自ら通う距離を考慮 |
| ・教育事業（1号） ・延長保育事業（長時間保育） ・子育て短期支援事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・利用者支援事業（こども家庭応援センター、子育て世代包括支援センター） ・妊婦健康診査 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 | 全域 | 各事業の内容・実施状況等を踏まえ、市内全域とします。 ・独自の幼児教育ニーズへの対応 ・日々利用する事業でないもの |

■ 認定区分

【認定区分と提供施設】

| 認定区分 | 対象者 | 提供施設 |
|------|--|------------------------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上の保育の必要性がない子ども（幼児期の学校教育のみ） | 幼稚園 認定こども園 |
| 2号認定 | 満3歳以上の保育の必要性がある就学前の子ども (教育ニーズあり)(教育ニーズなし) | 幼稚園 認可保育園 認定こども園 ※地域型保育事業 |
| 3号認定 | 満3歳未満の保育の必要性がある就学前の子ども | 認可保育園 認定こども園 地域型保育事業 |

■ 教育・保育の量の見込み及び確保の内容

【教育・保育の量の見込み及び確保の内容(令和2年度～令和6年度)】

| 認定区分 | 単位 | 数値区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1号認定 | 人 | 量の見込み | 220 | 214 | 208 | 204 | 200 |
| | | 確保の内容 | 220 | 214 | 208 | 204 | 200 |
| | | 差引 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2号認定 (教育・保育) | 人 | 量の見込み | 2,581 | 2,515 | 2,506 | 2,388 | 2,342 |
| | | 確保の内容 | 2,581 | 2,515 | 2,506 | 2,388 | 2,342 |
| | | 差引 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3号認定 | 0歳 | 量の見込み | 276 | 270 | 263 | 260 | 257 |
| | 0歳 | 確保の内容 | 219 | 229 | 238 | 251 | 257 |
| | 0歳 | 差引 | △57 | △41 | △25 | △9 | 0 |
| | 1・2歳 | 量の見込み | 1,098 | 1,064 | 1,058 | 1,046 | 1,037 |
| | 1・2歳 | 確保の内容 | 1,022 | 1,023 | 1,030 | 1,037 | 1,037 |
| | 1・2歳 | 差引 | △76 | △41 | △28 | △9 | 0 |

■ 放課後児童健全育成事業(児童館・児童センター・児童クラブ)

| 区分 | 数値区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 低学年 | 量の見込み | 973 | 970 | 967 | 964 | 962 |
| | 確保の内容 | 998 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| | 差引 | 25 | 30 | 33 | 36 | 38 |
| 高学年 | 量の見込み | 49 | 49 | 49 | 49 | 49 |
| | 確保の内容 | 49 | 49 | 49 | 49 | 49 |
| | 差引 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 量の見込み | 1,022 | 1,019 | 1,016 | 1,013 | 1,011 |
| | 確保の内容 | 1,047 | 1,049 | 1,049 | 1,049 | 1,049 |
| | 差引 | 25 | 30 | 33 | 36 | 38 |

■ 地域子ども・子育て支援事業の内容

| 事業 | 事業の内容 | 令和6年度 (計画終了年度) |
|----------------------------------|---|-------------------|
| | | 内容 |
| 延長保育事業 | 保育時間は午前8時から午後4時(又は午後6時30分)です。長時間保育実施園では午前7時30分から午後7時まで開所しております、時間を延長した保育を実施しています。 | 690/人日 |
| 子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ) | 保護者の疾病やその他の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合など、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行います。 | ショートステイ |
| | | 152/人日 |
| | | トワイライトステイ |
| | | 1/人日 |

| 事業 | 事業の内容 | 令和6年度 (計画終了年度) |
|---|---|-------------------|
| 地域子育て支援拠点事業 (つどいの広場) | 妊娠期から就園前までの親子が無料で気軽に利用できる子育て支援施設です。親子が遊び交流できる居場所、子育て相談、子育て情報の提供や講習会などを行います。 | 11/か所 |
| 一時預かり事業(在園児除く) ※年間延べ人数 | 保護者の就労や病気等により一時的に家庭での保育が困難な場合等に保育所、認定こども園で一時的な預かりを実施します。 | 821/人日 |
| 認定こども園における 預かり保育事業(幼稚園型) ※年間延べ人数 | 認定こども園の教育時間終了後、定期的な預かり保育を希望する場合、継続的に預かり保育を実施しています。(園により異なります) | 37,050/人日 |
| 病児・病後児保育事業 (おひさまはるる) ※年間延べ人数 | 保護者が急にまたは何日も休暇を取得できないとき、病気や傷病から回復しつつある子どもを個別に保育するため実施します。 | 688/人日 |
| ファミリー・サポート・センター事業 ※年間延べ人数 | 育児援助を受けたい人、育児協力を行える人がそれぞれ会員となり、お互いに助け合う活動を推進し支援します。 | 1,264/人日 |
| 利用者支援に関する事業 (こども家庭応援センター) (子育て世代包括支援センター) | こども家庭応援センターでは、子育てに関わる相談・支援・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整や子育て支援事業の情報提供も行います。子育て世代包括支援センターでは妊娠期からの相談支援体制を整え実施します。 | 各 1 /箇所 |
| 妊婦健診事業 | 妊婦健康診査として妊娠期間中に基本健診や超音波検査等の受診を推進します。 | 8,225/人 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 生後 2 か月ころの乳幼児を対象に保健師が訪問指導を実施、乳児の発育状況を把握し母親の育児不安の軽減をします。 | 667/人 |
| 養育支援家庭訪問事業 | 安定した子育てが行えるように支援することで、家庭の育児不安を緩和し、育児の行き詰まり防止に取り組みます。 | 223/人 |

6

計画の推進に向けて

■ 計画の点検・評価

第二期子育て応援プランでは、子ども・子育て支援の着実な推進を図るために、飯田市社会福祉審議会児童福祉分科会（飯田市版子ども・子育て会議）において、毎年度計画の事業実施の進捗状況について点検・評価を実施し施策の改善につなげます。

実施状況の評価等については、飯田市社会福祉審議会児童福祉分科会の審議を経た後、ホームページで公表します。

発行元

第二期 子育て応援プラン 概要版

発行日 令和2年3月

発 行 長野県飯田市健康福祉部子育て支援課

住 所 〒395-0044

長野県飯田市本町1丁目15番地 飯田市役所りんご庁舎 2F

T E L 0265-22-4511(代表) F A X 0265-53-8867

U R L <https://www.city.iida.lg.jp/>